（削る）

（削る）

２・３　（略）

４　外客受入推進官は、外国人観光旅客の受入環境の整備に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（外客安全対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

５　アジア市場推進官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　アジアからの外国人観光旅客の来訪の促進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（観光戦略課並びに外客受入推進官及び相互交流促進官の所掌に属するものを除く。）。

二　アジアからの外国人観光旅客の来訪の促進による国際観光の振興に関する特定事項に関すること（観光地域振興部及び相互交流促進官の所掌に属するものを除く。）。

６　外客誘致推進官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　外国人観光旅客の来訪の促進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（観光戦略課並びに欧米豪市場推進室並びに外客受入推進官、アジア市場推進官及び相互交流促進官の所掌に属するものを除く。）。

二　外国人観光旅客の来訪の促進による国際観光の振興に関する特定事項に関すること（観光地域振興部並びに欧米豪市場推進室並びにアジア市場推進官及び相互交流促進官の所掌に属するものを除く。）。

７～10　（略）

11　外客安全対策官は、外国人観光旅客の安全の確保に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

２　アジア市場推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　アジアからの外国人観光旅客の来訪の促進に関する企画及び立案並びに調整に関すること（観光戦略課並びに外客受入推進官及び相互交流促進官の所掌に属するものを除く。）。

二　アジアからの外国人観光旅客の来訪の促進による国際観光の振興に関すること（観光地域振興部及び相互交流促進官の所掌に属するものを除く。）。

３　アジア市場推進室に、室長を置く。

４・５　（略）

６　外客受入推進官は、外国人観光旅客の受入環境の整備に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（新設）

７　外客誘致推進官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　外国人観光旅客の来訪の促進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（観光戦略課並びにアジア市場推進室及び欧米豪市場推進室並びに外客受入推進官及び相互交流促進官の所掌に属するものを除く。）。

二　外国人観光旅客の来訪の促進による国際観光の振興に関する特定事項に関すること（観光地域振興部並びにアジア市場推進室及び欧米豪市場推進室並びに相互交流促進官の所掌に属するものを除く。）。

８～11　（略）

（新設）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項並びに海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十二条第四項及び第五項並びに第十三条の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。